特定非営利活動法人 YNF 事務局規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人 YNF (以下「当法人」という)の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章組織

(事務局)

第2条 事務局は、総務、企画・広報、事業を所管する。

第3章職制

(職員等)

- 第3条 事務局には、事務局長の他、次に掲げる職員を置くことができる。
- (1) 事務局次長
- (2) 事務局員
- (3) ボランティアスタッフ
- (4) インターンスタッフ
- 2 前項以外の職制を定める場合は、代表理事の承認を得なければならない。

第4章職責

(職員の責務)

第4条 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。
- 3 事務局長、事務局次長以外の職員は、上級者の命を受けて、担当部局の事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書または、電磁的記録によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書または、電磁的記録によって立案し、事務局長を経て、代表理事の決裁を受けて実施する。

2 前項の規定は、事業の開始・途中変更・終了をする際にも適用する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく代表理事の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第9条 代表理事が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、代表理事があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規程により代理決裁した者は、事後速やかに代表理事に報告しなればならない。

(規程外の対応)

第 10 条 本規定以外の事務局に関する事項で、公印及び文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付 則

この規程は、令和5年5月15日より施行する。